

高砂市古民家再生促進支援事業

補助の目的

市内の古民家を地域資源として再生することにより、既存ストックの有効活用、伝統的木造建築技術の維持及び継承、まちなみ景観の形成及び保全並びに地域の活性化を図ることを目的とします。

補助対象事業の概要

地域活動や交流の拠点・宿泊体験施設・店舗等の地域活性化に資する施設（地域交流施設）又は歴史的景観形成地区等で、賃貸住宅として再生するものに対して実現可能性を調査・評価するために必要な経費および改修工事費の一部を補助します。

対象住宅（古民家）

次に掲げる要件に該当する昭和 25 年の建築基準法施行日より前に建築された住宅又は歴史的建築物※を対象とします。

- ・ 軸組構法で造られたもの
- ・ 接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手及び仕口を用いたもの
- ・ 筋かい等の斜材を多用せず、貫を用いたもの
- ・ 主要な壁は土塗り壁等の湿式工法を用いたもの
- ・ 屋根は和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いたもの

※ 歴史的建築物：次に掲げる要件のいずれかに該当する住宅

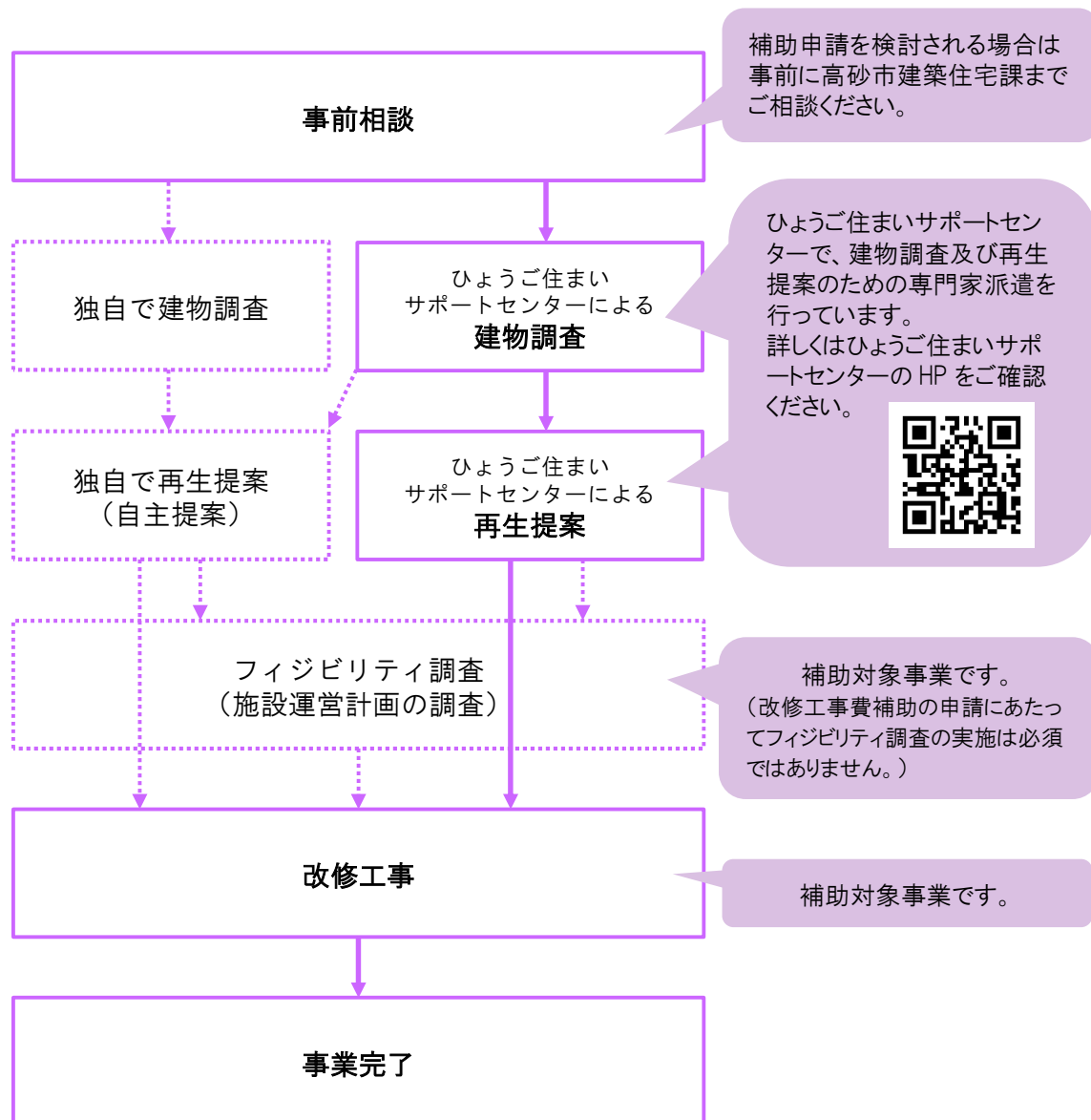
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観重要建造物
- ・ 県又は市町の景観条例等に基づく景観形成重要建造物等
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく指定文化財又は登録文化財
- ・ 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物
- ・ ひょうごの近代住宅 100 選に選定された建築物

補助額・対象経費

補助対象事業		補助額	対象経費
フィジビリティ調査※費補助		定額 50万円	古民家活用の実現可能性を調査・評価するために必要な以下の経費（ただし、以下の調査にかかる費用の合計が100万円以上のものに限りします。） (1)市場調査 (2)コスト積算 (3)費用対効果調査 (4)資金調達 (5)その他実現可能性の検討のために必要な調査
改修工事費補助	古民家	対象経費の1/3 上限500万円	次に掲げる経費とします。ただし、1に掲げる経費が50万円以上のものに限りします。 1 古民家を再生し、地域交流施設又は賃貸住宅として活用するための改修に要する費用 2 事務機器取得費（コワーキングスペースに活用する場合に限る。ただし、100万円を上限とします。）
	古民家のうち歴史的建築物	対象経費の1/3 上限1,000万円	

※フィジビリティ調査：古民家活用の実現可能性を検証するために必要な調査

事業の流れ



※原則、兵庫住まいサポートセンターによる建物調査及び再生提案を実施する必要があります。

※やむを得ない理由により、上記が実施できない場合は独自調査及び自主提案とすることができますが、上記と同等以上のものが必要になりますのでご注意ください。

※補助金は、具体的な案件が出てからの予算措置となるため、**申請は翌年度以降**となります。補助金の活用をお考えの方は早めにお問い合わせください。

問い合わせ・相談窓口

高砂市 都市創造部 都市住宅室 建築住宅課
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市役所本庁舎 3階
TEL:079-443-9035 FAX:079-442-2229
受付時間:8:30~17:15(土曜、日曜、祝日除く)

制度の詳細については、
下記ホームページをご覧ください。

